

令和元年9月26日

行田市水道事業

行田市長 石井直彦様



水道料金の改定について（答申）

令和元年7月4日付け行水第291号で諮問のありました標記につきましては、慎重に審議をした結果、下記のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えますので、施行にあたっては、特段の配慮をお願いします。

記

1 答申

本市の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少等による料金収入の減少や、水道施設の大量更新時期を迎えるなど、多くの課題が顕在化しており、今後、厳しい経営状況が予測されている。

このような状況において、安心で安全な行田の水道水を継続して市民に提供していくためには、これまで以上の経営努力と収益の確保は大変重要である。

このため、当審議会では、将来にわたり市民の生活を守ることを第一優先とし、令和2年4月1日からの水道料金の改定はやむを得ないものと判断するに至ったものである。

なお、審議過程で各委員から出された意見を集約し、附帯意見としてとりまとめたので、特段の配慮をお願いするものである。

2 審議結果

- 1) 料金の算定期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。
- 2) 算定期間内の総括原価を基に、平均改定率は12%とする。
- 3) 現在の用途別から口径別の料金体系に移行し、メーター使用料は廃止する。
- 4) 基本料金と超過料金の収入割合は現行の割合と同程度とし、4:6とする。
- 5) 基本料金に含まれる基本水量は、少量利用者への影響に配慮し、現行10m³を6m³と見直す。

以上のことと踏まえ、新たな料金表は、次のとおりとする。

基本料金及び超過料金（1月につき）

用途	口径	基本水量	基本料金	超過料金（1m ³ につき）								
				6 m ³ を超えるまで	10 m ³ を超えるまで	20 m ³ を超えるまで	50 m ³ を超えるまで	100 m ³ を超えるまで	500 m ³ を超える			
一般用	13 mm	6 m ³ まで	1,300 円	10 円	145 円	152 円	174 円	196 円	218 円			
	20 mm		1,400 円									
	25 mm		4,000 円									
	40 mm		7,500 円									
	50 mm		12,000 円									
	75 mm		15,500 円									
	100 mm		19,000 円									
	150 mm		22,500 円									
臨時用		6 m ³ まで	1,350 円	223 円	258 円	280 円	314 円	336 円				
浴場用		100 m ³ まで	7,900 円	100 m ³ を超える分 95 円								
私設消火栓		1 m ³ につき	213 円									

3 附帯意見

- 1) 水道は極めて重要なライフラインであり、市民の共有財産である。このため水道事業を運営する者は、常日頃から経営の効率化に努め、自助努力を重ねることにより、水道使用者である市民に信頼される必要がある。
については、水道事業者として引き続き経費の削減、収益の確保等、更なる事業の効率化に努め、着実に経営基盤の強化を図ること。
- 2) 水道水は市民生活に欠かせないものである。今後の料金改定後においても、特に生活困窮者などにおいては、丁寧な対応と特段の配慮をお願いする。
- 3) 料金改定については、あらゆる機会を通じ、積極的に市民周知を図ること。周知にあたっては、改定料金表だけでなく、水道事業の現状や料金改定の必要性について、具体的でわかりやすい資料により丁寧な説明を行うなど、きめ細やかな対応に努めること。